



# IBM 機械に対する IBM の使用許諾範囲表

発効日: 2012 年 6 月 1 日

IBM は、「対象機械」に適用される IBM 機械コードのご使用条件 (以下、「使用条件」といいます。) ([http://www.ibm.com/systems/support/machine\\_warranties/machine\\_code.html](http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/machine_code.html) を参照) に従って、「機械コード」を使用する、制限付きの使用権を「ライセンシー」に付与します。

この使用許諾範囲表 (以下「AUT」といいます。) では、「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ別に、IBM 「機械コード」の使用許諾範囲について詳細なリストを提供します。この「AUT」は、上記の日付をもって発効し、IBM 「機械コード」および「ビルトイン・キャパシティー」の使用に関する従前の IBM のすべての使用許諾に置き換わるものであり、今後の日付で IBM が発行する「AUT」で置き換えられるまで適用されます。IBM は、現行の「AUT」を [http://www.ibm.com/systems/support/machine\\_warranties/machine\\_code/aut.html](http://www.ibm.com/systems/support/machine_warranties/machine_code/aut.html) で管理するものとします。

## 1. 定義

この「AUT」で定義されていない用語については、「使用条件」における定義が適用されます。

**「使用許諾範囲」**とは、下記の 2 で指定された範囲、および IBM の「技術的手段」によって実際に実装されるとおり、「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」にアクセスし、それを使用して特定のタイプの実行可能コードまたはその一部を処理するための IBM 「機械コード」の使用をいいます。

以下の「対象機械」の定義は、「使用条件」に記載の定義に置き換わるものとします。

**「対象機械」**とは、本使用条件に基づき「機械コード」が使用許諾される特定の「機械」をいいます。それぞれの「対象機械」は、「ライセンシー」が取得または他者から譲渡されたシリアル番号付きの IBM 機械であり、シリアル番号または「取引文書」記載のオーダー番号で識別されるものとします。

「アップグレード」を受け取った「対象機械」は引き続き「対象機械」であり、「アップグレード」を受け取った「機械」は「対象機械」となります。「対象機械」には IBM が「使用による受け入れ機械」として指定した「機械」が含まれますが、それに限定されるものではありません。

## 2. 使用許諾範囲表

以下の表の 1 列目にリストされている「ビルトイン・キャパシティー」のタイプごとに、対応する 2 列目の欄にすべての「使用許諾範囲」が記載されています。その他の用途での「ビルトイン・キャパシティー」の使用は、許諾されません。IBM、独立系ソフトウェア・ベンダー (ISV)、またはお客様のいずれのプログラムであろうと、zIIP、zAAP、および IFL に対する「使用許諾範囲」として示されている処理が、対応するプロセッサの『適格なワークロード』を表します。以下の表における「使用許諾範囲」の記載と、IBM の「技術的手段」による「使用許諾範囲」の IBM の実際の実装との間で何らかの相違が生じた場合は、より制限の厳しい「使用許諾範囲」が優先的に適用されるものとします。

「ビルトイン・キャパシティー」のタイプ	「使用許諾範囲」
<b>System z 機械</b>	
汎用プロセッサ (「GP」) (または、中央プロセッサ (「CP」)、汎用処理キャパシティー、もしくは CP 処理キャパシティーともいいます。)	あらゆるプログラムの実行
Integrated Facility for Linux (「IFL」)	IBM の「技術的手段」によって実際に実装された、以下の一部またはすべての実行 a. IBM z/VM 製品および機能 (「z/VM」)、z/VM Control Program (「z/VM CP」)、Group Control System (「GCS」)、Conversational Monitor System (「CMS」)、スタンダードアロン・ユーティリティ DASH Dump/Restore、Device Support Facilities、Stand-Alone Dump、および Stand-Alone Program Loader (これらの製品および機能が、Linux on z または OpenSolaris オペレーティング・システムのサポートの下で実行された場合に限り。)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b. Linux on z または OpenSolaris オペレーティング・システム</li> <li>c. Linux on z オペレーティング・システムまたは OpenSolaris オペレーティング・システム下で実行される、あらゆるプログラム</li> <li>d. CMS または GCS 下で実行される、あらゆるプログラム (z/VM Guest Machine で実行されている Linux on z もしくは OpenSolaris オペレーティング・システムのサポートの下、または Linux on z または OpenSolaris オペレーティング・システム下で実行されるプログラムのサポートの下で、それらのプログラムが実行された場合に限ります。)</li> </ul>
System z Application Assist Processor (「zAAP」)	<p>IBM の「技術的手段」によって実際に実装された、以下の一部またはすべての実行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. IBM SDK for z/OS、Java Technology Edition (「JVM」)。一般的には IBM Java 仮想マシーンと呼ばれます。)、および JVM によって適切に起動された IBM z/OS オペレーティング・システム (「z/OS」) の基本エレメント</li> <li>b. Java プログラミング言語で作成されたプログラムの JVM 変換 (それらのすべてのトランザクションが JVM によって制御されている場合に限ります。)</li> <li>c. z/OS タスク・モードで実行中の z/OS XML System Services、およびその XML System Services によって適切に起動された z/OS 基本エレメント</li> </ul>
System z Integrated Information Processor (「zIIP」)	<p>IBM の「技術的手段」によって実際に実装された、以下の一部またはすべての実行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. System Data Mover of z/OS (「SDM」)、および SDM によって適切に起動された z/OS 基本エレメント</li> <li>b. z/OS および IBM の Common Information Model of z/OS (「CIM」) 基本エレメント、および CIM モデルを使用して管理資源と情報をやり取りする IBM 以外の「CIM プロバイダー」のルーチン (CIM 基本エレメントまたは CIM プロバイダー・ルーチンによって適切に起動された z/OS サービスなど。それらの z/OS サービスが CIM 基本エレメントと同じアドレス・スペースで稼働する場合に限ります。)。CIM 基本エレメントの決定に基づいて、CIM 基本エレメントとの適時の通信を維持する必要がある、zIIP 適格性を維持するための、IBM 以外の CIM プロバイダーのルーチン</li> <li>c. z/OS Workload Manager (「WLM」) エンクレーブ下の z/OS サービス要求ブロック (「SRB」) モード (「エンクレーブ SRB モード」) で実行中の z/OS XML System Services、およびその XML System Services によって適切に起動された z/OS 基本エレメント</li> <li>d. エンクレーブ SRB モードで実行中のあらゆるプログラムの部分、またそのプログラムの部分から適切に起動された z/OS 基本エレメント。ただし、以下の条件を満たす場合に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. プログラムが IBM プログラムでない場合、プログラムの権利者が zIIP Application Programming Interface (「zIIP API」) の使用許諾を IBM から得ていること。また、そのプログラムでプログラムの権利者による仕様どおりに zIIP API が使用されており、IBM から許諾された zIIP API の使用権に準拠していること。また、zIIP にディスパッチされたプログラム処理の割合が、プログラムの権利者が単独で定めた仕様でディスパッチ対象とされている処理の</li> </ul> </li> </ul>

	<p>割合を超えていないこと。</p> <p>ii. プログラムが IBM プログラムである場合、zIIP にディスパッチされたプログラム処理の割合が、IBM の「技術的手段」によってディスパッチ対象と指定されている処理の割合を超えていないこと。</p> <p>例えば、System z9、z10、z196 および z114 以降のメインフレーム上での zIIP の「使用許諾範囲」は、エンクレーブ SRB モードで稼働し、TCP/IP 接続により DRDA (Distributed Relational Data Architecture) を使用して DB2 for z/OS にアクセスする場合、DB2 for z/OS (バージョン 8、9、10 およびそれ以降のバージョン) によるネイティブ SQLPL (Structured Query Language Procedural Language) 要求処理の最大 60% までとなります。この例では、プログラム (DB2 for z/OS) は、DB2 内で IBM の技術的手段による制限に従って zIIP API を起動しており、回避はありません。また、zIIP にディスパッチされる DB2 for z/OS 命令の割合は、IBM の「技術的手段」によってディスパッチ対象として指定された割合を超えておらず、「回避」はありません。この例では、DB2 for z/OS によるその処理の部分のみが、zIIP の適格なワークロードとみなされます。</p> <p>さらに別の例としては、System z9、z10、z196 および z114 以降のメインフレーム上での zIIP の「使用許諾範囲」は、「CPU 使用率のしきい値」に達した後の、DB2 for z/OS (バージョン 8、9、10 およびそれ以降のバージョン) の長時間にわたって実行される並列クエリーの処理の最大 80% までになります。これは、DB2 for z/OS Query Optimizer 内における IBM の「技術的手段」による指定どおりの処理であり、「回避」はありません。注: IBM では、System z 機械のタイプごとに『CPU 使用率のしきい値』を設定しています。この例では、DB2 for z/OS によるその処理の部分のみが、zIIP の適格なワークロードとみなされます。</p> <p>e. zGM/XRC に関連した z/OS の DFSMS SDM の処理 (z/OS の DFSMS SDM による z/OS 基本エレメントの適切な起動を含みます。)</p> <p>f. zAAP 上で実行を許諾されたプログラムの部分 (対象機械に zAAP がインストールされていない場合に限り。)</p>
その他すべての「ビルトイン・キャパシティー」	IBM の「技術的手段」によって実際に実装された「機械コード」の実行。
<b>Power Systems 機械</b>	
汎用 Power Systems 機械のコア	あらゆるプログラムの実行
Linux のみの機械のコア	IBM の「技術的手段」によって実際に実装された、以下の一部またはすべての実行 <p>a. Power Systems 機械で使用するために IBM でサポートされる Linux オペレーティング・システム。</p> <p>b. (a) に定めるとおり、Linux オペレーティング・システム下で実行される、あらゆるプログラム。</p>
<b>IBM アプライアンス</b>	
アプライアンス機械のコアまたはプロセッサ	あらゆるプログラムの実行。ただし、IBM から統合オフリングとして提供されるすべての「機械」および「プログラム」のコンポーネントがその統合オフリング内で維持される場合に限られます。
<b>すべての IBM 製品ライン</b>	
その他すべての「ビルトイン・キャパシティー」	IBM の「技術的手段」によって実際に実装された「機械コード」の実行。

### 3. 追加的条件

#### 3.1 「技術的手段」の「回避」がないこと

「対象機械」について「技術的手段」の「回避」または「回避」の試みがあった場合、「対象機械」に対するすべての「使用許諾範囲」は無効となります。

#### 3.2 「AUT」の変更

IBM は、事前の通知なしに、この「AUT」を変更する独占的な権利を留保するものとします。この「AUT」に追加されるあらゆる「使用許諾範囲」は、既に取得されているか今後取得される、すべての「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」に対し、必要に応じて適用されます。また、「使用許諾範囲」に対する追加の制約は、今後取得される「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」のみに適用されるものとします。今後取得される「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」には次のものが含まれますが、これらに限定されるものではありません。(i) 「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」の追加の取得、(ii) 「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」の特性の変更 (IFL から zIIP への変換など)、(iii) 有料/無料を問わず、既存の「使用許諾されたビルトイン・キャパシティー」のある製品ファミリーから後継製品ファミリーへの移行 (アップグレードの一環として、zIIP を IBM System z10 機械から IBM System z196 機械に移行する場合など)。